

佐世保市教育委員会の自己点検及び評価についての外部第三者の評価及び意見

この評価及び意見書は、佐世保市教育委員会が、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条に基づいて、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について行った点検及び評価の4項目、即ち、1. 内部評価（総括）2. 評価シート①「教育委員会の活動状況」3. 評価シート②「教育委員会が管理・執行する事務」4. 評価シート③「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」について、外部第三者の評価及び意見を記述したものである。

教育委員会制度は、中央教育審議会の地方教育行政部会のまとめ、「地方分権時代における教育委員会の在り方について」（平成17年1月）にも述べられているように、幾多の変遷を経ながらも次の主要な特性を一貫して有してきている。

1. 教育委員会が首長とは別個の執行機関として独立性を有していること。
2. 地域住民の意向を反映し、合議により委員会の意思を決定すること。
3. レイマンコントロール（委員が教育の専門家や行政官ではない）であること。

これらの特性を活かすためには、下記のことが必須の要件となる。

1. 教育委員に対して事務局から十分な情報提供がなされること。
2. 教育委員は職務を遂行する上で地域住民と接する機会を多く持つこと。
3. 教育委員会の会議においては、事務局が提案する議案を追認するだけでなく、十分に審議し実質的に意思決定を行うこと。
4. 教育委員会の役割、活動を地域住民に認知されるため、会議の公開、広報活動を活発に行うこと。

このような観点を基底に置き、昨年提出した平成19年度の内部評価に対する意見との継続性を考慮しながら、平成20年度の内部評価に対する第3者の意見と評価を述べる。

I. 【内部評価結果（総括）】について

平成20年度は、19年度の活動の反省の上に立って「一定の改善がなされ、概ねその職責をはたした。」と評価している。妥当な自己評価であると考えが、しかし、総括でも指摘されている次の二点は今後の重要な反省点であり、次年度以降改善されることが求められる。

- (1) 首長との意思疎通と相互理解を深めるための意見交換を行い、財政支出を伴う施策がなお一層スムーズに遂行できるように図ること。
- (2) 教育委員会会議の開催予定の日時、場所等を市民に広報し、一般市民の傍聴者を増やし、教育委員会を身近なものとして認知されるように努めること。

II. 【評価シート①「教育委員会の活動状況」】について

この評価シート①「教育委員会の活動状況」については、9項目について点検・評価がなされている。各項目毎に第三者の評価及び意見を述べる。

- (1) 教育委員会の構成
自己評価は適正である。
- (2) 行政が主催する行事への出席数
行事への出席について、出席努力・自主判断の区別を設け、参加回数が大幅に増加している。
行政への積極的な参画の姿勢が見られる。

(3) 教育委員会会議の開催状況

自己評価は適正である。

(4) 教育委員会会議の情報公開の状況

- ・「市HP等を活用し、事前に会議開催の通知をする等の工夫が必要である」との自己評価から改善策が講じられることを望むものである。
- ・議事録の公開は行われているが、定例教育委員会分の12回分に限られていて、26回開催された会議の半数に満たないものとなっている。秘密会と議決された会議を除いたすべての会議の議事録の公開が望ましいと考える。
- ・議事録の記述（教育委員長、教育長の報告等）が整理されて読みやすくなっている。
- ・公開を意識した結果でやむを得ないこともあるが、前年度に比較して各委員、陪席した事務局の顔が見えにくくなっている。

(5) 議会出席状況

自己評価は適正である。

(6) 首長との連携

自己評価が活かされた改善策が講じられることを望む。

(7) 教育委員の自己研鑽

研修について、出席努力・自主判断の区分を設けたことで、参加回数が大幅に増加している。積極的な研修を行ったという自己評価は適正である。

(8) 学校訪問

ほとんど欠席がない状況であり、高い訪問率を示し、教育現場の状況把握に努めていることは評価できる。

(9) 教育に関する外部団体等との意見交換

意見交換等の回数は増加しているが、一覧表は項目のみの記載しかなく、どのような意見交換がなされたかは不明である。内容についても検討した評価が望まれる。

Ⅲ. 【 評価シート② 「教育委員会が管理・執行する事務」 】について

評価シート②「教育委員会が管理・執行する事務」については、14項目について点検・評価がなされている。この中で「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針を定めること」の項目が昨年度に比較して増加していることについて、「佐世保市教育振興基本計画」の策定がなされたためであると記述し、教育委員会は「議論が深まるよう、事務局に全ての資料を事前送付するよう依頼し、短時間の会議でも、十分な議論が行われた」と自己評価しているが適正な評価である。

実際、教育委員会会議は、4月22日の定例会議から「佐世保市教育振興基本計画」の策定を協議事項として取り上げ、以後、年度末まで8回にわたって協議している。また、「佐世保市教育振興基本計画」の検討委員会は、10月27日より3月まで5回にわたって開かれ、教育委員は2名以上が事務局側として出席して3月末日に基本計画が策定されたことに大きく貢献した。教育基本法の改正に伴う教育振興基本計画の閣議決定をうけた策定作業であったが、今後の佐世保市の教育振興に資するものと考えられる。

次に「教育委員会の権限に属する事務についての点検及び評価に関すること」の項目が増加しているが、「地方

教育行政の組織と運営に関する法律」の改正によって点検・評価が義務化されたことに起因する増加である。4月22日の定例委員会会議から3月13日の会議まで7回協議されていることが議事録に記録されている。委員会は「今後の教育行政を検討して行くにあたり、市民の視点からのSee（振り返り）を重点的に行うことで、よりよい展開を築くことができるのではないか」との自己評価をしているが適正であるとする。

IV. 【 評価シート③ 「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」】について

この大項目に関して、85の事務事業が点検・評価の対象となっている。この中で成果実績が成果目標を下回った項目数は次の表の通りである。

政 策	全項目数	目標を下回った項目数
学校教育の充実	36	12
青少年を心豊かに育むまちづくり	9	5
生涯学習のまちづくり	13	8
人権が尊重される社会づくり	2	1
文化芸術に親しめる環境づくり	9	4
スポーツに親しめる環境づくり	16	9
計	85	39

この中で目的の達成度が90%に満たず、達成できなかったと評価された事務事業は16事業で、その達成度は以下の表に示す通りである。達成度は決算にかかる評価において、目標はどの程度達成できたか、目的にどれくらい近づいたかを示すものとして、事務事業評価シートに記載されたものであり、90%未満では達成できなかったと評価されている。厳しい評価とも受け取れるが、予算を伴う事務事業であるから当然な評価であろう。

政策	事務事業	成果指標名	達成度
学校教育の充実	小学校情報教育推進事業	パソコンで指導できる教職員の割合	88.9
	中学校情報教育推進事業	同上	78.8
	いじめ・不登校対策事業	不登校児童生徒の減少率	*
	心の相談充実事業	相談件数	74.2
	子どもの安全対策事業	子どもの事故発生の減少率	*
青少年を心豊かに育むまちづくり	青少年教育事業	健全育成事業への参加者数	70.7
	野外教育活動推進事業	野外教育活動への参加者の満足度	87.5
	成人式典事業	成人式典参加率	87.1
生涯学習のまちづくり	生涯学習推進事業	生涯学習推進事業の総受講者数	80.9
	視聴覚ライブラリー運営事業	視聴覚ライブラリー利用件数	77.4
文化芸術に親しめる環境づくり	市民会館管理運営事業	市民会館利用人員	85.3
	市民文化活動助成事業	補助対象事業の集客率	84.0
スポーツに親しめる環境づくり	地域スポーツ活動活性化事業	ニュースポーツ普及講習会の参加者	86.3
	総合型地域スポーツクラブ支援事業	総合型地域スポーツクラブ設立の数	80.0
	スポーツ少年団事業	スポーツ少年団登録団数	82.6
	小学校体育推進事業	運動が好きな児童の割合	86.4

この中で達成率が75%以下の4項目について意見を述べる。

「いじめ・不登校対策事業」及び「子どもの安全対策事業」の欄には*印を付けているが、不登校児童生徒の減少率は-29.4であり、子どもの事故発生の減少率は-15.7である。達成率はそれぞれ△1450%、△157%と計算されている。難しい問題であるが、なお一層の対策が必要と思われる。

「青少年教育事業」では、目標値は達成できなかったが、広報・啓発活動の充実を図り、成果向上の余地があると述べている。

また、「心の相談充実事業」では、心の安定を図ることにより児童生徒を取り巻く諸問題の解消にはつながったが、相談件数は目標にはとどかなかったと評価している。いずれも次年度には改善されることを期待したい。